

件名 「R P S法の細則に関する意見」

1．氏名 小林ユミ

3．職業 団体職員 / N P O法人北海道グリーンファンド

4．意見の概要 廃棄物発電の定義を明確に

5．意見及び理由（本文）

対象エネルギーとして廃棄物発電（ごみ発電）について詳しい規定がないが、“廃棄物”に何を含むかが重要だ。もし廃棄物に一般廃棄物や産業廃棄物などが含まれるとしたら、既存の焼却施設ですらダイオキシン問題など環境リスクをクリアしていない現状で、大規模なごみ発電施設の稼働は地域住民にとっては到底受け入れられない迷惑施設になる。

また国はこれからの社会のあり方、暮らし方をさまざまな形で国民に提示して見せるが、R P S法にごみ発電を入れるということは、ごみの発生抑制をめざした循環型社会形成基本法の理念を崩す国民を惑わせる行為である。有害化学物質汚染のリスクを軽減するために、焼却主義から発生抑制、徹底分別が広がりを見せているところに、エネルギー資源として“廃棄物”を取り上げるのは時期尚早である。また発電を免罪符にすることで、ごみ減量化は妨げられるであろうし、地球温暖化の防止に資するよう二酸化炭素排出量の軽減に十分配慮できるかも疑問である。